

(表)

那覇市発注(那覇市役所本庁舎消防設備修繕)に関する

誓 約 書

那覇市長

宛

(直近上位発注者)

商 号

代表者 代表取締役

実印

私は暴力団員ではないこと及び暴力団密接関係者(下記1～6に該当する者)でないことを誓約し、併せて裏面の同意書の事項について同意いたします。

もしも私が暴力団員又は暴力団密接関係者である場合、又は裏面の同意書に反する場合は、那覇市の発注工事等に関連して、貴社と締結した下請負契約を解除され、その旨公表されても、異議はありません。また、私が1次及び2次下請負以下の全ての下請負契約を含む重層的契約関連の中で、直接の発注者及び雇用者(以下「直近上位発注者」という。)から直接受注等をする法人、個人会社、個人及び日雇労働者(以下「下位受注者」という。)として、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者として、那覇市長から契約解除指導を受けて契約を解除され、その旨公表されても異議はありません。

記

- 1 会社の代表役員等又は一般役員等(これら以外の者であって、経営に事実上参加している者を含む。以下同じ。)であって、暴力団関係者であると認められるもの
 - 2 会社又は会社の役員等であって、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているもの
 - 3 会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - 4 会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - 5 会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - 6 会社又は会社の役員等であって、那覇市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかったもの
- ※ 上記1～6について、この誓約書を提出する者が個人事業者等(一人親方や個人を含む。)である場合は、「会社の代表役員等又は一般役員等」とあるのは、「個人事業者等(一人親方や個人を含む。)」と読み替えるものとします。

年 月 日

住 所

商 号

代表者 代表取締役

実印

(裏)

那覇市長

宛

同 意 書

直近上位発注者及び下位受注者は那覇市発注の（ 那覇市役所本庁舎消防設備修繕 ）に関し、次の事項に同意します。

- 1 下位受注者は、誓約書を直近上位発注者に提出するものとし、直近上位発注者は、誓約書を提出しない者と下請負契約を締結してはならないこと。
また、下位受注者が誓約書本文、又は表面記 1 から 6 までに該当する場合（以下「暴力団密接関係者」という。）は、下位受注者は、直近上位発注者との契約を解除されても異議を申し立てないこと。
- 2 直近上位発注者は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合は、誓約書に基づき、当該下位受注者との契約を解除できること。
- 3 市長は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知った場合は、直近上位発注者に下位受注者との契約解除を指導できること。
- 4 上記 3 の指導に従わない直近上位発注者は、将来において那覇市の発注工事等関連から排除され、その旨公表されること。
- 5 契約を解除された者は、その旨公表され、暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱したことが確認できるまでの間、那覇市の発注工事等関連から排除されること。
- 6 暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱した者は、那覇市に確認申請できるものとし、那覇市が警察当局等に申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱したか否かを確認すること。
- 7 直近上位発注者は、那覇市の発注工事等の完成等引渡し後1年間、誓約書兼同意書を保管しなければならないこと。また、誓約書兼同意書を保管する者は、那覇市、元請負業者又は直近上位発注者から誓約書兼同意書の提示及び提出を求められた場合は、これに応じなければならないこと。
- 8 契約解除等に関する清算、損害賠償等については、直近上位発注者及び下位受注者との責任において処理し、那覇市は一切の責任を負わないこと。

年 月 日

(直近上位発注者)

住 所

商 号

代表者 代表取締役

実印

(下位受注者)

住 所

商 号

代表者 代表取締役

実印